

## 議会運営委員会

### 「行政視察報告」

平成30年4月18日・19日の2日間、青梅市議会及び栃木市議会に委員6名、正副議長、事務局職員2名の合計10名で行政視察に行っていました。

#### ■青梅市議会

##### 【欠席議員に対する議員報酬の減額規定について】

青梅市議会では、市民の信頼確保に向けた議会改革の一環として、平成28年9月定例会において、「市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を全会一致でもって可決しています。条例制定に至った経緯として、二つの大きな動きがあったとのことでした。

一点目は、平成24年6月に現職議員が病気で入院を繰り返して、ほとんどの会議を欠席したことを受け、1年後の平成25年11月より、長期欠席議員の報酬等について、他自治体の事例を調査し、検討を開始しました。

しかしながら、平成27年1月に当該議員が逝去されたため、条例制定の取り組みを中止したとのことでした。

二点目は、平成27年4月に青梅市議会議員選挙があり、新人議員が当選直後に重病を患い、入院

や治療のため初招集議会に出席出来ないといった事態を招きました。特に当該選挙は立候補者が定数を多く上回り、現職議員が僅差で落選するといった激戦が繰り広げられたことから、初議会を欠席した新人議員に対して、市民からの影響が大きかったようです。このようなか、平成28年1月に長期欠席議員の報酬等について再検討が必要であろうという話になり、条例策定に取り組んだとのことでした。



青梅市議会

青梅市議会としては、病気や交通事故の被害者となった場合など理由を問わず、長期間欠席した場合は厳しく対応すべきだという事が議員の一致した意見であり、条例策定に際して反対意見などは一切でなかったとのことでした。

#### ■栃木市議会

##### 【政務活動費の後払いについて】

栃木市議会では、平成29年4月から政務活動費の後払い制度を導入しています。導入の背景は、近年多くの地方議会において政務活動費の不適切な支出が問題となり、議員の中から支出方法等の見直しを行うべきとの意見が多く出されたことからのようです。

そこで栃木市議会では議長指示のもと、平成28年11月に議会改革検討委員会・政務活動費ワーキンググループを立ち上げ、4カ月の間に延べ8回の会議を開き、透明度・公開度を高める検討を重ねたとのことでした。

後払い方式の仕組みは、政務活動に必要な経費を各会派で一旦立て替え払いをして、数カ月分をまとめて交付申請・請求をするものです。

なお、後払い方式としたことのメリットとしては、「使い切り」駆け込み」で政務活動費を使っているのではないかといった世論の懸念・心配の声を払拭できる点です。デメリットとしては、議員が立て替えなければいけないといった経済的な負担が増す点が挙げられます。

そのうえ、視察が物見雄山的と見られる思いから、調査研究の活動目的である研修や視察を行わな

くなった会派もあるとのことでした。「政務活動費の性質」としては、政務活動費は議員に広い裁量権があり、自由な議員活動が妨げられないよう、必要に応じてみずからの責任で使用することができるのであり、本質は公金をどう取り扱うかが問題なので、この立て替え払い方式は、本来の議員活動が制約される恐れもあるように感じました。



栃木市議会

一方、事務局側からは、多少の事務は増したものの、年度末の繁忙期に大量の報告書が届くことと比べれば、気持ちの方が随分軽くなったとのことでした。

以上が、今回の議会運営委員会の行政視察報告であり、今後の議会運営の見直しや議会改革に活かしていきたいと考えます。